平成30年度第4回鳴門市公立保育所再編計画策定審議会 会議概要

日時 平成31年2月28日(木) 15時30分~場所 鳴門市消防庁舎3階会議室 出席者 委員8名、関係課·事務局職員9名

概要

1 開会

2 議事

- (1) 前回会議の概要について 第3回会議の概要について確認を行いました。
- (2) 公立保育所再編計画素案について 公立保育所再編計画素案について、事務局から訂正筒所の説明を行いました。

(委員からの主なご意見等)

【委員】

今後の就学前教育・保育のあり方についての項の本文について、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改定されたのは、「平成29年」である。

そしてその後の文について、「小学校就学を意識しながら」の箇所は、「小学校への連携・接続を見通して」や「見据えて」の方が、適切であるかと思う。

また、O歳児の保育には、「「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域」は出てこない(O歳児は「3つの視点」である)ため、書き方を改めた方が良い。

【事務局(市)】

ご指摘のとおりに修正する。

【委員】

公立保育所再編計画(案)の①の項にある「研修機能」と「子育て支援センター機能」では 対象が異なり受け取り方に幅がでるため、施設にもたせたい機能によって、文言を改める必 要がある。施設に「子育て支援センターの中核的な機能を持たせる」のか、「子育て支援セ ンターを作る」のかを明確に記載した方がよい。

【事務局(市)】

ご指摘のあった①の項については、健康増進課に設置している「鳴門市版ネウボラ」との 将来的な連携も視野に入れて、このように記載している。

地域の方の相談を受ける拠点事業のような形で「子育て支援センター」として設置するか 否かについては、現在行っているニーズ調査の結果による。

【委員】

すると、現時点では「子育て支援センターとしての中核的な機能を備えた」ということか。

再編で施設を集約する際のメリットとして、多くの機能を「兼ね備えて」いることは大きいと思う。それでは、①の前文の「下記の機能を備えた」の箇所を、「下記の機能を中核的に備えた」とし、①の項の「子育て支援センター機能」を「子育て支援機能」とするのはどうか。

【事務局(市)】

そのようにする。

【委員】

新公立保育所の図に記載されている「障がいや人権に配慮した」の部分について、「人権に配慮」という表現に違和感を覚えるため、他の言葉に置き換えたい。

【事務局(市)】

それでは、「障がいや人権に配慮した」を「障がいに配慮し、人権を尊重する」に修正する。

【委員】

公立保育所を1つに集約することで、現在の家庭支援推進保育士の質を保つことはできるのかが心配。また、みどり保育所がなくなると公立保育所までの距離が遠くなるため、不便である。地域との交流もなくなってしまうことが懸念される。

【事務局(市)】

確かに公立保育所までの距離は遠くなるが、地域のとの交流はできるだけ残し、距離を埋められるよう配慮する。また、市内の保育所では公立私立問わず、全施設において乳児保育、延長保育、土曜保育の事業を行っており、障がい児に配慮した保育も行っている。どの施設であっても、安心して子どもを預けていただけると認識している。

【委員】

新保育所設置の際は、場所の選定や施設設計の段階等でも現場の保育士の意見を取り入れ、保育をする際の機能面でも優れた施設としてほしい。

【事務局(市)】

現場の意見をできるだけ吸い上げられるよう、配慮する。

【委員】

本市において公立保育所を再編して集約することは、周辺の他市町村にも大きな影響を与えるものと考えられる。この再編が、人口減や経費削減等の末の手段としてではなく、公立保育所の存在意義の前向きな見直しとして他市町村の良い見本となるよう願っている。

【委員】

休日保育について、再編後は現在の形を引き継ぐのか、新たな形をとるのか。

【事務局(市)】

新公立保育所に様々な機能を付随してゆく中で未定である部分も多いが、基本的には現在のものを引き継ぐ予定である。

【委員】

休日保育の利用について、断る例が多いと聞いたが。

【事務局(市)】

現在は林崎保育所1箇所にて、1日につき5人の範囲で、満1歳以上の児童について休日保育事業を行っているが、昨年度については、多くても1日に3人ほどの利用であり、5人の定員を超えての利用申し込みは無かった。

【委員】

休日保育を利用するのに、地域による利用制限はあるのか。

【事務局(市)】

休日保育の申し込み条件(鳴門市で保育所の利用認定を受けており、父母が休日に就労している)を満たしていれば、地域を問わず申し込むことができる。

【委員】

休日保育を申込む際には送迎する家族の顔写真を登録する必要があるとのことだが、ここまでする必要はあるのか。

【事務局(市)】

市内全域からの申し込みが可能であるため、子どもの引渡し時についての安全面を考えると、顔写真の登録はやむを得ないと考える。

【委員】

新公立保育所にも配置することとなっている「家庭支援推進保育士」について、改めて説明してほしい。

【事務局(市)】

家庭支援推進保育士は「人権をはぐくむ保育を大切にするという視点で家庭地域とのつながりを深める」目的でみどり保育所に設置されており、ふれあい新聞の作成や発行、識字教学級への学習参加などを通じて、主に地域の方との架け橋となる役割を担っている。

【委員】

家庭支援推進保育士についても現在の機能維持であり、新しい施設への機能付与ではない。もっと、新施設にプラスアルファの部分がほしい。

【委員】

1施設に集約し、「中核的機能をもたせた」公立保育所において家庭支援推進保育士を配置するということは、非常に意義が大きいと思われる。

【委員】

「障がいに配慮した」とは、障がいについて、どの程度配慮したものについて考えているのか。

【事務局(市)】

既に障がいのある児童についての受け入れは行っているため、具体的には、新施設では ユニバーサルデザイン、バリアフリーなどを考えている。

【委員】

保育士についての研修で、保育士の質を高めることも重要だが、保育士自身が幸せであることもまた、重要である。保育士が本当に必要とする研修内容を厳選し、保育士が「受けて良かった」と思えるような研修を実施してほしい。

3. パブリックコメント実施手続きについて

パブリックコメントの実施時期及び実施方法等について、事務局から説明を行いました。

(委員からの主なご意見等)

【委員】

市外在住で本市との関わりは無いが、本市の計画に強い関心があり、意見を寄せたい思いが強い方について、応募資格はあるのか。

【事務局(市)】

基本的には、本市に在勤・在学等をされていない市外の方には、応募資格がない。 ただ、現時点では市外在住だが将来的に市内に住む予定である等の特別な理由が ある方については、応募を受け付けた例はある。

4. その他

次回の開催日程予定について、4月下旬、もしくは5月上旬に開催することを事務局から説明しました。

5. 閉会